

# 羽幌町物価高騰対策低所得世帯支援給付金

## 支給金額

- 本体給付金 1世帯 10万円
- こども加算 本体給付金の支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯には 1人あたり 5万円 が支給されます。

## 支給対象となる世帯

令和6年6月3日時点で羽幌町に住民登録があり、令和6年度新たに世帯全員の住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯

次の世帯は支給対象外となります

- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- 世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいる場合（財務課税務係で住民税の申告を行う必要があります）
- 世帯内に次の給付金の支給対象となった方がいる場合（他自治体からの給付金を含みます）
  - ・ 令和5年度住民税非課税世帯給付金 7万円
  - ・ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 10万円

## 給付金の支給手続き

- ★ 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送します。
- ★ 以下の事項を確認して、令和6年9月30日までに、町に返送または役場総合窓口、天売支所、焼尻支所のいずれかに提出して下さい。

### 【確認事項】

- ① 記載された振込口座番号に誤りはないか
- ② 上記の支給対象世帯の要件を満たしているか（確認書にチェックを入れてください）

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



都道府県や市町村、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お問合せ先や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。



### ➔ お問合せ

- 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付金）に関すること  
財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）
- 羽幌町物価高騰対策所得世帯支援給付金に関すること  
福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004（係直通）